

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
①	意見フォーム	資源ゴミ回収ボックス	内容	<p>大山崎町で使用されているアクリルメッシュボックス（1m×1m×1m 折りたたみ可）をゴミが路地集積より多い集合住宅の資源ゴミ回収用に貸与をお考え頂けませんでしょうか。 単価は5,000円くらいです。</p>
			対応等	<p>新たな備品を貸与することは困難である旨を電話にて回答し、了承いただいた。</p>
②	私の声	JR線路下のトンネルについて	内容	<p>・最近新しく柵が設置されていましたが、位置や大きさの再検討をお願いいたします。非常に通行しづらく、渋滞することもあります。 自転車乗り入れの対策かとは思いますが、自転車を押して通るにもあまりに狭く動線が悪く、かえって危険になっています。特に東側の入り口は、一箇所からしか歩いていても出入りできない状態になっています。かえって押して歩いていても自転車とぶつかりそうになることが増えました。 ・暗いため、電灯を新しくつけていただきたいです。</p>
			対応等	<p>①新しく設置した柵の位置や、大きさの再検討のお願いについて 先日、設置いたしました新しい柵につきましては、過去から当該箇所における自転車を降車して通行していただくなどの安全確保は大きな課題であったことから、自転車と歩行者との出会い頭による接触事故を防止するため、これまで複数個所に設置いたしておりました啓発看板に加え、物理的な対策により実施させていただいたものでございます。設置後、本町においても現場状況を定期的に確認いたしており、小学校の登下校時など時間帯や利用状況によって、トンネル内が混雑することについて認識いたしておりますが、新しく設置した柵の大きさや位置を変更することにつきましては、自転車を降車していただくことを目的に設置いたしましたことから、歩行者と自転車との接触事故を防止する観点から困難であるものと考えております。 今後も継続して当該箇所の状況を適宜把握し、安全面に配慮した対策を検討するとともに、ご利用される方々が、お互いに譲り合いながら通行していただけるような啓発についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>②電灯の新設について 現地の防犯灯につきましては、2月に従来の蛍光灯からLED器具に交換したものでございます。よろしくお願いいたします。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
③	私の声	押しボタン式信号機の向きについて	内容	<p>セブンイレブン島本町青葉一丁目店の側にある信号機の押しボタンですが、歩道側がボタンの正面となるよう、90°向きを変えていただきたいです。</p> <p>子供たちが身をのりだして手を伸ばしてボタンを押しているのですが車がすぐ横を通るため、とても危険です。</p>
			対応等	<p>本件につきましては、信号機を管理する交通管理者である高槻警察署へ、申し入れいたしましたところ、現地を確認し対応を検討する旨聞き及んでおります。</p> <p>本町といたしましても、高槻警察署と情報の共有及び連携を図り、安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
④	意見フォーム	コンビニ交付の対応について	内容	<p>本籍地を実家のある島本町にしたのですが、3月から戸籍謄本が本籍地以外の市役所でも取れるようになったのは知っていますが、コンビニ交付できるようになれば非常に便利なので対応して欲しいです。コンビニ交付の対応はできないのでしょうか？</p>
			対応等	<p>本町では、住民票等の各種証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」については、平成30年度に、先行自治体の導入状況等の調査及び研究を進め、導入の検討を行いました。システム導入等にかかる費用が多額であることに対し、当時はマイナンバーカードの普及率が低かったことなどを勘案し、導入を見送った経緯がございます。</p> <p>その後、昨今ではマイナンバーカードの普及率が上昇したことなどから、現在、令和7年1月の導入に向けてシステムの仕様の検討、財源の確保などについて進めているところでございます。</p> <p>しかしながら、現段階でコンビニ交付の導入を予定している書類については、住民票及び印鑑登録証明書のみとしており、戸籍関係の証明書については予定しておりません。</p> <p>上記の理由といたしましては、厳しい財政状況の中、限られた財源で行政運営を行っていること、また、いただいたメールにもご記載いただいているとおり令和6年3月1日より本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本の取得が可能となっており、戸籍謄本の取得については、一定、利便性の向上が図られているものと考えているためであり、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本町では、役場に来庁せずとも自宅で住民票等の各種証明書を請求できるサービスとして、スマートフォンを利用しマイナンバーカード読取アプリにより、専用リーダー不要で電子署名から決済までワンストップで行えるオンライン手続サービスを実施しております。こちらについては、住民票、戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票や課税証明書等を請求することができるサービスとなっております。</p> <p>コンビニ交付サービスの代替手段としてご活用いただければ幸いです。</p> <p>【参考URL】 各種証明書のオンライン請求手続について <a href="https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/13/2164.html">https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/13/2164.html</a></p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
⑤	意見フォーム	役場の不適切な対応について	<p>2024年3月11日に〇〇氏と私とで、ある署名簿の提出のために役場に行きました。</p> <p>署名簿を〇〇部長という方に渡すことになり、人事課の前の廊下に彼が出てきたのですが、私が渡そうとするタイミングで〇〇氏が〇〇氏に何かひとこと言ったことに対して彼は「もう帰って」と吐き捨てるように言って部屋に引っ込みました。何か激しい議論があったわけではなく、私には何のことやらさっぱりわかりません。他の職員も部屋に入り、何のフォローもありません。一言も発していない私の存在はまったく無視されたようです。いったいあのような失礼な態度がなぜできるのか不思議です。〇〇氏の感情の高ぶりについては理解不能ですが、少なくとも他の職員は冷静に仕事をしているはずで、〇〇氏と歩調を合わせるように無視するのはさらに理解しがたいものがあります。すべてが一般的な社会人としての常識を欠くと思います。</p> <p>気を取り直して私が部屋に入ってどうなっているのかと冷静に言い、ようやく一部の職員も振り向き、〇〇氏もこちらに対応しましたが、私が声をかけるまで部署の全員が無視です。上司が上司なら部下も部下です。私に対する謝罪のことばもありません。私もそこに存在していることは、その直前まで〇〇氏と話していたから認識していたはずです。</p> <p>いったい、役場の対応と言うのはどうなっているのでしょうか。カスハラという言葉がはやっているようですが、その言い方にならえば私は〇〇氏の怒りに恐怖を覚えた上に、その周囲の部下から無視という逆カスハラを受けました。改めて強調しますが、私は〇〇氏が出てきて部屋の中に入るまで〇〇氏に何も言っていません。目も合わせていません。</p> <p>このような上司のもと果たして部内にパワハラがないのか、実際に部下も上司を見習って町民に失礼な態度を取るようになっていくようです。</p> <p>形ばかりのお詫びや釈明の文章は不要です。この私の苦情に対する根本原因を抽出し、是正計画を立て、再発防止策を実行してください。コンプライアンスやハラスメントについて〇〇氏とその部下に対して再教育も必要と思います。そしてそれらの記録をとってください。約束できますか？</p> <p>それらについてきちんとなされたのか、のちに情報公開請求もしたいと思います。</p> <p>なお、私は〇〇氏とは過去に審議会等で同席していたことはあるかもしれませんが、直接的に会話をした記憶はありません。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
			<p>令和6年3月12日に「島本町教育委員会中村教育長の続投を求める署名」に関する署名簿を本町に御提出されることにつきまして、事前に申出人様からお問合せを頂いた際に、中村りか・前教育長から提起された訴訟の対応を控えている事情を考慮して、当職による署名簿の受取を辞退させていただくとともに、受付窓口である政策企画課に御提出いただくように御案内申し上げ、御了承いただいております。</p> <p>3月12日当日、申出人様及び同伴者様が、上記のとおり御案内させていただいたものの、署名簿の直接の受取を求められて町長室の前までお越しになったため、当職及び人事課職員から、改めて、窓口にて御提出いただくように御案内させていただきました。あわせて、受付窓口においては、署名簿の御提出に円滑に対応させていただくため、担当職員が待機しておりました。その後、人事課職員から繰り返し御説明及び御案内を申し上げても受付窓口への御提出に応じていただくことができず、また、申出人様からは、当職に代わる上席職員（副町長、次いで担当部長）による署名簿の受取を要求されたため、閉庁時刻が迫る中、本町も申出人様らの御事情を斟酌し、担当部長において対応させていただいた次第でございます。</p> <p>しかしながら、担当部長が署名簿を受け取るために廊下に出たところ、突然、同伴者様から、担当部長が同伴者様の名誉を貶める喧伝行為を行っているという旨の、署名簿の件とは関係がなく、また、事実にないことについて詰問され始めました。このため、同伴者様の御様子から署名簿の円滑な受取ができかねると判断し、勝手ではございましたが、担当部長による直接の受取をお断りさせていただいたものでございます（なお、もともと御案内しておりました、通常の窓口受付による本町としての受取そのものを拒否したものではありませんことについて御理解いただきますようお願い申し上げます。）。</p> <p>なお、当該署名については、申出人様と同伴者様を含む3名様呼びかけ人であると了知しており、署名簿の提出についても申出人様と同伴者様は一体として、担当部長による受取の拒否は、同伴者様のみでなく、申出人様においても同じ対応とさせていただきます。</p> <p>そして、一旦は担当部長による直接の受取をお断りさせていただきましたが、申出人様から改めて担当部長による受取のお申出がありましたため、申出人様から署名簿を受け取る形で対応させていただいたことは、申出人様においても御承知のとおりでございます。</p> <p>以上申し述べましたように、このたびの担当部長の発言は申出人様に対して向けたものではございませんでしたが、結果的に、申出人様の御希望に添えかねる対応を取ることとなり、申出人様に御不安や御不快の思いを抱かせてしまいましたことにつきましては、お詫び申し上げます。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
⑥	意見フォーム	町長のあるべき姿勢について	<p>2024年3月11日に〇〇氏と私とで署名簿を役場に提出に行きました。</p> <p>我々は町長に直接お渡ししたいと思ったのですが（宛先が町長のため）、人事課によると「裁判の前の微妙な時期であり、会えない」という理由でお会いできませんでした。そもそも我々は原告ではないし、会って署名簿を渡す場で何か本格的な議論や難しい質問をするつもりもなく、一般的にも、署名簿を渡す際にそのような話はしません。我々は署名をしていただいた266筆の代表として署名を渡すために来ているのであって、町長を困らせようとしてやってきた個人ではありません。どう考えても原告でもない我々から署名簿を受け取ることに裁判上の不利益が発生するとは考えられません。それほど心配なら町長は形式的な挨拶のみを行って黙って受け取ればいだけの話です。もう少し常識的な思考で考えていただきたいものです。しかもその時の町長は委員会も終了し、多忙ではなかったと思います。提訴を会わない言い訳にしているように見受けられます。</p> <p>いつでも町長が訪問者に会うわけではないのは承知ですが、合理的な理由を提示せず（ありもしない）リスクが高い（つまり我々を最初から疑っている）ことだけをいいつるのは不誠実というものです。先日、署名簿提出時の失礼な対応についても意見しましたが、町長が都合の悪い時は会わないことと、部長のような上位の人が町民に失礼な態度を取ることは、個人の問題ではなく、全体としてそういう「風土」が蔓延しているのです。町長は選挙公報で「多様性を認め合う住民と行政の協働のまち」と掲げていますが、それは都合のいい相手だけを認めて協働ということかと疑います。</p> <p>実際に他のケースでは署名簿を町長が受け取っています。多忙でないなら、好悪ではなく、会って受け取るようにしてください。署名簿はそう簡単に何回も提出できません。町長がどのような態度、表情で署名簿を受け取るのか、あるいは、なにかコメントするのか署名した人々は関心をもっています。直接渡すことは意味があるのです。自分とは違う意見の町民でも首長としてコミュニケーションを大事に考えることをお勧めします。</p> <p>町長自身が多忙でなく、相手が非常識な態度（力の暴力や言葉の暴力をふるう、毎日のように押しかける）を取る恐れがないときは、署名簿提出のような機会には町民と会うということを基準としてください。よろしいでしょうか？</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）
		対応等	<p>1.本町における署名簿の受領方法につきましては、法定の手続によるべきものを除き、要望・苦情等と同様に総合政策部政策企画課を通常の受付窓口としております。ただし、事案の内容や状況等に応じて判断し、例外的な対応をさせていただいておりますが、これに一律の基準を設けることは困難でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、受領方法にかかわらず、提出された署名簿は、当職も確認させていただいております。</p> <p>2.このたび、当職において「島本町教育委員会中村教育長の続投を求める署名」に関する署名簿の直接の受取を辞退させていただきましたのは、中村りか教育長（当時）から令和6年2月9日付けで訴えの提起があったことを踏まえ、被告代表者である当職が本件署名簿を直接受け取る行為及びその受取の際における当職の言動（言動がなかったことを含む。）が、今後の裁判において原告側に何らかの形で援用され、被告である本町に不利に働くことにより、本町に損害を生じさせること等がないようにするための予防的対応の観点に基づくものでございます。</p> <p>本件署名簿につきましては、本件訴訟の提起後に提出されようとした、本件訴訟に係る事案に関連するものと認められたことから、直接の受取に代えて、通常の受付窓口への御提出を御案内させていただきましたものでございますので、この点について何とぞ御理解いただきますよう、改めてお願い申し上げます。</p> <p>また、申出人様らが本件訴訟の原告でないことにつきましては当職も承知しておりますが、申出人様らは、令和6年3月18日に、中村氏及びその代理人弁護士の同席の下で記者会見を開かれ、その場で中村氏らが、本件訴訟の内容を含む説明を行ったと聞き及んでおります。</p> <p>本町及び本町住民の利益を保護すべき立場にある当職としましては、本件署名簿の直接の受取を辞退させていただいたことにつきましては、今後の裁判を見据えた合理的観点に基づく適当な対応であったと認識しておりますので、何とぞ御容赦いただきますよう併せてお願い申し上げます。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
⑦	文書	教育的配慮のある議会運営を求める陳情書	内容	<p>島本町議会におかれましては、常日頃より島本町内の教育現場に多大なるご協力を下さり感謝しております。</p> <p>さて、昨今の議会におきましては、島本町内の教育現場に対する議員からの過度で執拗な指摘があり、保護者だけでなく学校に通う子どもたちのなかでも不安の声が上がっております。教育に関する事でもなく、言葉の揚げ足取り、またその言葉について不自然なタイミングでの議会での執拗な追及には、何らか別の意図があるのではないかと懸念をいだかざるをえません。また、それに影響を受け、子どもたちに直接、教職員の悪い噂話を教えて不安をあおっている大人もいるのが悲しい現状です。</p> <p>この島本町で子育てする我々保護者は、子どもたちには安心して学校生活を送ってほしいと心から願っております。しかし教育に関わることならまだしも、直接教育に関係のない政治的な意図による執拗な追及、介入は教育現場を委縮させかねません。また、保護者・子どもたち、先生方のプライバシーがいとも簡単に外部に流出している現状には懸念を感じざるを得ません。守秘義務違反には厳しく対応していただきたいものです。政治的な目的で教育現場が外部から利用されないことがないように、これからも健全なる議会運営の維持を強く求めます。</p>
			対応等	<p>陳情書に記載の事項については、議会運営に関するもので町長の権限に属さない事項でありますことから、申し訳ございませんが、当職からは御回答致しかねます。</p>

令和 6年 3月分

番号	投稿形式	件名	内容・対応など（原則、原文のまま記載しています。）	
⑧	文書	島本町教育委員会 中村教育長の続投を求める 陳情書	内容	<p>島本町内の学校で起こった生徒指導の方法について、子どもへの人権侵害だとして保護者と学校間で数か月に及ぶ問題になっていましたが、最終的には教育長が問題を解決しました。ところが、そのことがパワハラに該当するとして議会が紛糾、島本町は教育長を退任させるという判断をしています。政治が教育に介入することがあってはなりません。</p> <p>島本町の施政方針、重要施策のトップに『みづまるキッズプラン』という教育施策が位置付けられていますが、それは現教育長が校長時代から実践してきた理念であり、教育長就任後は全町学校園所での取組になっています。まだ種が撒かれた段階であり、継続、実践が必須であり、現教育長でないと成し得ない施策であることは間違いありません。</p> <p>島本町の子どものために、みづまるキッズプランを消滅させないために、中村教育長の続投を強く求めます。</p>
			対応等	<p>教育長人事につきましては、令和6年3月26日の令和6年町議会2月定例会議において、同年3月31日に任期満了となる中村りが教育長（当時）の後任として、新たに横山寛氏を教育長に任命することについて御同意いただいたことを受けまして、同氏を同年4月1日付けで任命しました。</p> <p>みづまるキッズプランにつきましては、これまで教育委員会が、学校や保育所、幼稚園と共に組織的に取り組んできたものであり、その考え方についても、既に関係各所の中で浸透しております。また、横山教育長も、みづまるキッズプランが本町の重要施策であることは十分認識された上で就任していただいております。</p> <p>以上のとおり、引き続き令和6年度以降も新しい教育長の下で、教育委員会及び関係機関が連携協力して「みづまるキッズカリキュラム」を着実に推進してまいります。</p>